

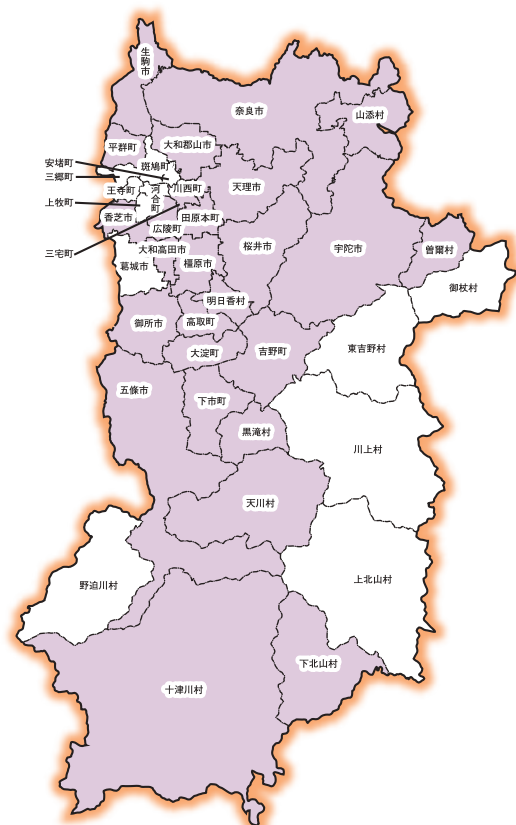


県内市町村の優遇制度

SUPPORT

県内市町村の優遇制度一覧

	市町村	担当課	電話番号	税制優遇	奨励金等	融資
1	奈良市	産業政策課	0742-34-4741	○		○
2	大和高田市	産業振興課	0745-22-1101		○	○
3	大和郡山市	地域振興課	0743-53-1151		○	○
4	天理市	産業振興課	0743-63-1001		○	
5	橿原市	産業振興課	0744-21-1213		○	
6	桜井市	商工振興課	0744-42-9111		○	○
7	五條市	企業観光戦略課	0747-22-4001	○	○	
8	御所市	農林商工課	0745-62-3001	○	○	
9	生駒市	商工観光課	0743-74-1111	○	○	○
10	香芝市	商工振興課	0745-44-3312		○	○
11	葛城市	商工観光課	0745-44-5111			
12	宇陀市	産業企画課	0745-82-5874		○	
13	山添村	地域振興課	0743-85-0048		○	
14	平群町	都市建設課	0745-45-2077		○	
15	三郷町	ものづくり振興課	0745-43-7343			
16	斑鳩町	まちづくり政策課	0745-74-1001			
17	安堵町	産業課	0743-57-1511			
18	川西町	総合政策課	0745-44-2213		○	
19	三宅町	土木まちづくり課	0745-44-3075	○	○	
20	田原本町	観光・まちづくり推進課	0744-34-2085	○	○	
21	曽爾村	企画課	0745-94-2116		○	
22	御杖村	産業建設課	0745-95-2001			
23	高取町	総合政策課	0744-52-3334	○		
24	明日香村	総合政策課	0744-54-2001	○	○	
25	上牧町	まちづくり創生課	0745-76-1001			
26	王寺町	都市計画課	0745-73-2001			
27	広陵町	企画政策課	0745-55-1001	○	○	
28	河合町	地域活性課	0745-57-0200			
29	吉野町	総合政策課	0746-32-3081	○	○	
30	大淀町	まちづくり推進課	0747-52-5501	○	○	
31	下市町	地域づくり推進課	0747-52-0001	○		
32	黒滝村	企画政策課	0747-62-2031	○	○	
33	天川村	地域政策課	0747-63-0321	○		
34	野迫川村	産業課	0747-37-2101			
35	十津川村	財政課	0746-62-0903	○		
36	下北山村	産業建設課	07468-6-0016	○		
37	上北山村	地域振興課	07468-2-0001			
38	川上村	地域振興課	0746-52-0111			
39	東吉野村	地域振興課	0746-42-0441			



県内市町村の優遇制度

奈良市  産業政策課 0742-34-4741

	要件	内容
税制優遇	関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究地区内における、文化学術研究施設の新増設に係る償却資産若しくは家屋又は、その敷地である土地(関西文化学術研究都市の建設に関する計画の同意の日以後の取得で、取得後1年以内に建設着手)	固定資産税の不均一課税 期間:3年間
制度融資	(1)奈良県信用保証協会の保証制度による信用保証を受けることができる者であること。 (2)次のいずれかに該当すること。 ・奈良市内に居住(法人にあっては主たる事業所が所在)していること。 ・市内に事業所を有していること。 ・市内で事業を行う具体的計画を有していること。 (3)市税を完納していること。	・保証料の70%を市が負担。 ・連帯保証人は原則不要(法人は原則として代表者のみ) 融資の種類と限度額 【事業設備資金】1,500万円(利率:年1.75%以下) 【事業運転資金】1,000万円(利率:年1.75%以下) 【短期事業資金】500万円(利率:年1.75%以下) 【小規模企業小口事業資金】 設備資金の場合 1,250万円(利率:年1.25%以下) 運転資金の場合 1,000万円(利率:年1.25%以下) 【創業支援資金】 1,000万円(利率:年1.25%以下) 【無担保無保証人小口事業資金】 1,000万円(利率:年1.25%以下)

大和高田市  産業振興課 0745-22-1101

	要件	内容
奨励金	○新設・増設・移転に伴う建物及び償却資産の投下固定資産額が 3,000 万円以上の商業・工業等施設を設置した事業者 ○開業日前後 90 日以内に市内在住者を新規常時雇用従業員として雇用した施設設置事業者	【商業・工業等施設設置奨励金】 固定資産税額の 1/2 を 5 年間交付 【雇用促進奨励金】 従業員 1 人につき 20 万円を 1 回交付(限度額 1,000 万円)
制度融資	【特別融資・小口融資】 ①個人の場合、1年以上市内に住所を有していること ②法人の場合、1年以上市内に住所を有し、かつ市民税が課税されていること ③同一事業を1年以上営んでおり、今後も継続して営むことが確実であること ④市税を滞納していないこと ⑤保証協会の信用保証を受けることができること 等 【創業支援融資】 ①市内で創業する具体的な計画があること ②市内で創業後、1年未満であること ③市が定めた創業支援事業計画に基づく所定のセミナーを受講していること	保証料全額と貸付利率の2分の1(上限1%)を市が負担 【特別融資・小口融資】 設備資金(7年以内): 特別1,500万円、小口500万円 運転資金(5年以内): 特別1,000万円、小口500万円 【創業支援融資】 設備資金(7年): 1,000万円 運転資金(5年): 1,000万円

大和郡山市  地域振興課 0743-53-1151

	要件	内容
奨励金	新設、増設、移転 ①指定区域内に対象事業所等の設置をすること ②県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者 ③投下固定資産額 1 億円以上(家屋及び償却資産) ④奈良県生活環境保全条例その他の法令に規定する公害防止のための適正な措置を講じていること ⑤市税、その他の公課を滞納していないこと ⑥完全操業開始日までに奨励措置を受ける意思を市長に届出ていること	【工場等設置奨励金】 前年度に賦課された固定資産税相当額 限度額: 1 億円(3 年間の合計) 期間: 3 年間 【雇用促進奨励金】 操業開始前後 6 ヶ月の間に、市内在住の新規雇用従業員を 1 年以上常用雇用従業員として雇用する場合、1 人につき 20 万円(上限 1,000 万円)
融資	①個人: 市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人: 市内に引き続き1年以上事業所を有していること ②運転資金・設備資金: 引き続き 6 ヶ月以上、同一事業を営んでいること 店舗改造資金: 引き続き 1 年以上、同一事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと ④奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	・信用保証料: 全額市が負担 ・貸付利率の 1 % を市が補助 ・融資限度額 運 転 資 金: 700 万円(3 年以内) 設 備 資 金: 700 万円(4 年以内) 店 舗 改 造 資 金: 1,000 万円(7 年以内)

	要件	内容
奨励金	○新設・増設・移設 次の要件に該当し、市長が企業立地奨励事業者として指定したもの ①市内に事業所（事業の用に供するため、直接必要な人的施設、物的設備及び事業の継続性を備えた施設）を設置すること ※ホテル等事業者に限り、建物・設備設置者と事業運営者が異なっても可 ②市と公害防止協定を締結すること ③投下固定資産総額1億円以上であること（借地可） 増設の場合は5,000万円以上 ※中小企業にあっては1,000万円以上（増設の場合、500万円以上）用地取得後3年以内の操業は用地費を含めることができる ④営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人が設置する事業所（販売用及び賃貸用は含まない） ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及びこれに類する営業でないこと	【事業所設置奨励金】 ・操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から起算して3年間または5年間（選択制） ・投下固定資産に対し各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を次の割合で奨励金として交付 ①3年間 100/100 ②5年間 60/100 ③ホテル等事業者に限り、6年間 100/100 【雇用促進奨励金】 ・操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度に交付 ・交付される年度の4月1日において、過去1年以上雇用している常時雇用従業員（操業開始に伴う新規雇用従業員で市内に住所を有する者に限る）について、5人を超える1人につき20万円（限度額2,000万円） ※中小企業にあっては、2人を超える1人につき20万円（限度額2,000万円）

	要件	内容
奨励金	新設、増設、移転（指定地域内の既存事業所等） ①指定地域内に対象事業所等の設置をすること ②公害等の発生防止の措置をしていること ③投下固定資産額（家屋及び償却資産のみ）が3,000万円以上であること ④市税の滞納がないこと ⑤設置対象事業所等が宿泊施設の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと ⑥対象事業所等の工事が工までに事業計画書を市長へ提出していること	【事業所等設置奨励金】 操業開始後、初めて係る固定資産税額（家屋・償却資産分100/100）が賦課された翌年度から3年間 【雇用促進奨励金】 操業開始日前90日から同日以後30日までの間に、市内在住の新規雇用従業員が規定の期間常用雇用従業員として3人以上雇用する場合、1人につき30万円（上限900万円）

	要件	内容
奨励金	(1) 自社工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上（増設の場合は5,000万円以上） (2) 貸し工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上（新設のみ） (3) 貸し工場入居企業 賃貸施設設置奨励金交付の対象となる貸し工場への入居者	【企業立地奨励金又は賃貸施設設置奨励金】 固定資産税等の6割相当額（最大1億円） 期間：5ヶ年度 【賃貸施設入居奨励金】 固定資産税の6割相当額（最大1億円） 期間：5ヶ年度 【埋蔵文化財奨励金】 埋蔵文化財発掘に要した経費の2割相当額（固定資産税等の2割を超えない額） 【雇用奨励金】 市内在住の新規常用雇用者1人あたり10万円（最大300万円）
融資	【中小企業融資】 ①個人：市内に引続き6ヶ月以上住所を有していること 法人：市内に引続き6ヶ月以上事業所を有し、市内に法人登記があること ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること ③市税を完納していること ④市制度融資の残高がないこと ⑤暴力団員等に該当しないこと 【木材産業特別融資】 上記に加えて木材業者であること 【創業者向け中小企業融資】 これから新たに事業を営むもの又は事業開始後6ヶ月を経過していないものであって、次の要件を備えているもの ①（ア）個人：市内に住所を有していること （イ）法人：市内に登記の事業所を有していること （ウ）市内で新たに事業を営む具体的な計画を有する、又は現に事業を営んでいること ②市税を完納していること ③市制度融資の残高がないこと ④暴力団員等に該当しないこと	○信用保証料の7割を市が補助 ○貸付利率の1%を市が補助 〈融資限度額・融資期間〉 【中小企業融資】 700万円・5年以内 【木材産業特別融資】 1,000万円・4年以内 【創業者向け中小企業融資】 1,000万円・7年以内

五條市 企業観光戦略課 0747-22-4001

	要件			内容
地域未来投資促進法にかかる税制優遇	奈良県の基本計画に承認された者			3年間課税免除（固定資産税のみ）
	業種 製造業	合計取得価格 1億円以上 5,000万円以上 （農林漁業のみ）	資産の種類 土地・建物（土地取得後一年以内に建物を建築）・構築物	
半島振興法にかかる税制優遇	「半島振興を促進するための五條市の産業の振興に関する計画」に適合したもの			3年間不均一課税（1/10） （固定資産税のみ）
	業種 製造業・旅館業・ 農林水産物等販売業・ 情報サービス業	資本金 1,000万円以下 5,000万円以下 5,000万円 超	合計取得価格 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	
奨励金	新設、増設、移設 （1）投下・増加固定資産総額 5,000万円以上かつ新規雇用者 5人以上 （2）投下・増加固定資産総額 50億円以上かつ新規雇用者 25人以上 （3）投下・増加固定資産総額 100億円以上かつ新規雇用者 50人以上 ※対象施設 … 製造業、情報通信業、物流関連業、宿泊業、学術・開発研究機関の用に供される施設。			【企業立地促進奨励金】 （1）固定資産税額の70/100（限度額 4億円） （2）固定資産税額の75/100（限度額 8億円） （3）固定資産税額の80/100（限度額 50億円） 期間：10年間 【雇用促進奨励金】 1年以上の新規地元雇用者が5人以上の場合、 1人につき50万円（限度額 2,500万円）

充実の優遇制度

御所市 農林商工課 0745-62-3001

	要件	内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上（農林漁業関連業種は5,000万円以上）	固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税） 期間：3年間
奨励金	新設、増設、移転、更新（市内の既存企業） ①指定区域内に工場等の設置 ②投下固定資産（土地除く）の取得価額総額 3,000万円以上 ③公害防止の適正措置 ④市税、国保税その他公課を滞納していないこと ⑤操業開始日までに奨励措置を受ける意志を市長へ届け出ていること	【固定資産税奨励金】 前年度固定資産税相当額（課税免除の適用事業者は課税免除対象分を除く） 期間：3年間 【雇用促進奨励金】 （課税免除の適用事業者も対象） 操業開始日の前後6箇月間の地元雇用に対して 1人につき20万円（限度額 1,000万円） 【設備投資奨励金】 （課税免除の適用事業者も対象） 投下固定資産（土地除く）の取得価格総額×1/100 （限度額 1,000万円）

	要件	内容
税制優遇	次の(1)～(3)のすべての要件を満たすもの (1)建設計画の同意の日以降に文化学研究施設の新設、増設及び取得された固定資産(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に該当土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合) (2)技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が2億円以上 (3)建設計画等の達成に資することの国土交通大臣の証明	固定資産税の不均一課税 期間:3年間
補助金	○新築 土地を除く固定資産投資額が2億円以上、又は、取得・賃貸の用地等の面積が1,500平方メートル以上 ○増築・貸工場の利用 土地を除く固定資産投資額が1億円以上、又は、取得・賃貸の用地等の面積が1,500平方メートル以上	【事業所設置補助金】 ・操業開始の翌年度に交付 ・土地を除く固定資産投資額の100分の10 【雇用促進補助金】 ・操業開始の翌年度に交付 ・市内新規常用雇用者1人につき40万円 ・交付限度額は、事業所設置補助金と雇用促進補助金の合計が5,000万円 【操業支援補助金】 ・操業開始後、最初の固定資産税の課税年度の翌年度から3年間交付 ・土地を除く固定資産税額の 1年目は9/10、2年目は2/3、3年目は1/3 ・交付限度額は、3年間の合計が3,000万円
融資	【事業融資資金】 ①個人は市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人は市内に引き続き1年以上登記されている事業所を有していること ②6ヶ月以上、同一事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと 【創業支援資金】 ①個人は市内に居住している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること。法人は市内に事業所を有している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること ②創業後6ヶ月以内であること ③市税を滞納していないこと	・貸付利率の利子補給として年利1%を市が負担 ・債務保証料の50%を補助 ・担保と保証人は原則不要(法人は保証協会の求める保証人が連帯保証人となる場合あり) ・補償限度額 【事業融資資金】 1,000万円(ただし、企業立地促進事業補助制度を利用した場合は3,000万円、再生可能エネルギー電気供給に係る事業融資は1億円) 【創業支援資金】 1,000万円

	要件	内容
補助金	【新設】土地を除く固定資産投資額が5,000万円以上 【増設・移設・建替え】土地を除く固定資産投資額が3,000万円以上 【対象業種】 ①奈良県未来投資促進基本計画において選定された地域の特性を活用した分野に係る産業のうち下記の業種 ・大分類E製造業（中分類番号17石油製品・石炭製品製造業を除く） ・大分類G情報通信業のうち、中分類番号39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業 ・大分類H運輸業、郵便業のうち、中分類番号44道路貨物運送業、小分類番号484梱包業 ・コールセンター、バックオフィス ②その他企業立地を推進する業種 ・大分類I卸売業、小売業 ・大分類M宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類番号751旅館、ホテル（ラブホテルを除く。） ・大分類O教育、学習支援業のうち、小分類番号812小学校、813中学校、814高等学校、中等教育学校、815特別支援学校、816高等教育機関、817専修学校、各種学校 ・大分類P医療、福祉のうち、小分類番号831病院	【事業所設置補助金】（対象業種①のみ） ・土地を除く固定資産投資額の5%を補助（限度額）1,500万円 【雇用促進補助金】（対象業種①及び②） ・新規常用雇用者及び転入常用雇用者1人につき50万円（限度額）2,500万円 【操業支援補助金】（対象業種①及び②） ・操業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度の間における固定資産税相当額を100%補助（限度額）3年間の合計額が1,000万円
補助金	■新事業活動のための設備の取得または更新を行う中小企業者が市内の事業所に設備投資を行う場合で、次の（1）～（4）のすべてに該当するもの （1）市内で現に事業活動を1年以上行っていること （2）市税に滞納がないこと （3）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を営むものでないこと （4）香芝市暴力団排除条例に規定する暴力団等と密接な関係を有するものでないこと	・1台500万以上の償却資産に対し、取得価格に10/100を乗じて得た額以内（限度額150万円） （中古品・リース契約は対象外。市内の事業所に設置するものに限る。）
補助金	市内で現に製造業を営む中小企業者で次の要件のいずれにも該当するものが、市内の事業所において、市が定める環境基準以下に「騒音・振動・悪臭」を低減するための設備の導入または改修、建物の改修を行う事業でその総額が50万円を超えるもの （要件） ①市内で1年以上事業を営むもの ②市税を滞納していないこと ③香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと	設備費・工事費・調査費の総額の4分の1の額以内 （限度額150万円）
制度融資	【運転資金】 引き続き1年以上市内に住所（法人にあっては事業所の本店）を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者 【設備資金】 次のいずれかに該当し、市内に設備投資を行うもの ①引き続き1年以上市内に住所（法人にあっては事業所の本店）を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者 ※ただし①にあっては、市外の事業所への設備投資も可（上限1,000万円） ②市内において継続して1年以上同一事業を経営している中小企業者 ③市外において引き続き3年以上同一事業を経営しており、新たに市内に事業所を設置する計画を有している中小企業者 【創業支援資金】 次のいずれかに該当する者、または創業後1年未満の中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの ①市内に住所を有しているもの ②市内に事業所を有しているもの ③市内において新たに事業所を営む計画を有しているもの	○貸付利率（所定の固定利率）の年利1%を市が補助 ○信用保証料の7割を市が補助 ＜融資限度額・融資期間＞ 【運転資金】 500万円・5年以内 【設備資金】 1,000万円・7年以内 （特例設備資金） 融資額が1,000万円を超えるもの3,000万円・10年以内 【創業支援資金】 1,000万円・7年以内

宇陀市 産業企画課 0745-82-5874

	要件	内容
奨励金	○新設・増設・改修・移転 次の①～⑦のすべてに該当し、市長が事業所誘致奨励事業者として指定したもの ①事業所等の設置場所が市内 ②周辺の環境への十分な配慮 ③用地を取得した日から起算して5年以内に事業開始 ④事業の開始の日において、従業員数が新設は5人以上、増設又は移設は新たに3人以上雇用すること ⑤投下固定資産の取得に要した費用の総額が2,000万円以上であること ⑥市税を滞納していないこと ⑦風俗営業及び公序良俗に反する営業又はその他周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのある事業でないこと	【事業所新設等奨励金】 ○前年度固定資産税相当額 ○期間 5年間
	事業所誘致奨励事業者の指定を受け、雇用期間が事業を開始した日以後1年以上ある市内在住雇用者が3人以上いること。	【雇用促進奨励金】 新規雇用の市内在住雇用者1人につき20万円を補助（限度額300万円・1回限り）

山添村 地域振興課 0743-85-0048

	要件	内容
報償金	新設、増設、建替え (1) 投下固定資産総額 1億円以上 (2) 投下固定資産総額 5億円以上 (3) 投下固定資産総額 10億円以上 (4) 投下固定資産総額 30億円以上 ※投下固定資産 10億円以上の場合は、常時雇用従業員数 30人以上又は村内在住 1/5以上	固定資産税相当額の (1) 1/2×3年以内 (2) 1/2×4年以内 (3) 2/3×6年以内 (4) 3/4×8年以内

平群町 都市建設課 0745-45-2077

	要件	内容
奨励金	新設、増設、移転 ①～④のすべてに該当し、町長が工場等誘致奨励事業者として指定したもの ①工場等の設置場所が指定地域であること ②町と公害防止協定を締結すること ③家屋及び償却資産の取得費の合計額が5,000万円以上であること ④工場等の用地取得後3年以内に当該工場等の操業開始すること	【工場等設置奨励金】 各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額に、次の割合を乗じて得た額 (1) 初年度 100/100 (2) 2年度 75/100 (3) 3年度 50/100 期間：操業開始後初めて工場等に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から3年間

川西町 総合政策課 0745-44-2213

	要件	内容
奨励金	新設、増設、移転 ①立地場所にふさわしい事業内容 ②事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置 ③投下固定資産総額 1億円以上 ④従業員数常時 10人以上 ⑤町税を滞納していないこと ⑥風俗営業でないこと	【企業立地奨励金】 前年度固定資産税額相当額の 1/10 (限度額 1年度につき 100万円) 期間：5年間(増設の場合は、当該増設部分のみに適用) 【雇用奨励金】 町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき20万円 (限度額200万円) 【治水対策奨励金】 規定する貯留量を超える場合、超えた貯留量 1㎡あたりに5万円を乗じて得た額 (限度額300万円) 【給水装置設置奨励金】 上水道加入分担金の 1/2 【環境施設設置奨励金】 発電設備に対する固定資産税相当額を翌年度に交付

三宅町 土木まちづくり課 0745-44-3075

	要件	内容
税制優遇	県または国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上（農林漁業関連業種は5,000万円以上）	固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税）期間：3年度分
奨励金	対象となる事業者：製造業、道路貨物運送業、倉庫業を行う者 新設・増設・移転（町内の既存企業）①～⑤のすべてに該当するもの ①-1 新設の場合 敷地面積が900㎡以上かつ、延床面積が400㎡以上 ①-2 増設の場合 拡充：延床面積が10%以上増加 全部建替：延床面積が増加 指定地域内に移転：延床面積が増加 ※既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること ②投下固定資産総額が1億円以上 ③常用雇用者が3人以上 ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること ⑤暴力団関係者に該当しないこと ※1.「企業立地奨励品交付奨励金」に関しては、上記の要件に加えて次の要件に該当する必要がある 1. 新設かつ本社機能の移転であること 2. 工場立地法に基づく特定工場に該当すること 3. 投下固定資産総額が3億円以上 4. 常用雇用者が10人以上 ■別途、商業施設および用地提供者向けの奨励金もあります。	【企業立地奨励金】 投下固定資産税相当額の1/2 期間：5年度分 【雇用促進奨励金】 町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき常用雇用者30万円、準常用雇用者20万円（10人まで）、短時間労働者10万円（10人まで）（限度額500万円） 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用（限度額500万円） 【治水対策奨励金】 規定する貯留量を超えたとき、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た額（限度額300万円） 【給水装置設置奨励金】 給水分担金の納付額の1/2 【環境施設奨励金】 太陽光発電施設の設置に要した費用の1/2（限度額300万円） 【緑地保全奨励金】 規定する緑地面積を超えたとき、超えた面積1㎡あたりに1千円を乗じて得た額（限度額50万円） 【企業立地奨励品交付奨励金】※1 営業用自動車1台（本体と付属品）の購入に要した費用（限度額200万円）

田原本町 観光・まちづくり推進課 0744-34-2085

	要件	内容
税制優遇	県及び国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上（農林漁業関連業種は5,000万円以上）	固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税）期間：3年度分
奨励金	対象となる事業者：県の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した事業者。 対象施設：家屋又は構築物及びそれらの敷地である土地（※）の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業及びその関連事業は5,000万円超）のもの。 ※土地については取得後1年以内に家屋又は構築物の建設に着手したものに限る。	【地域経済牽引事業対象施設設置奨励金】 対象施設の用に供する家屋（事務所等に係るものを除く）、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税相当額の1/2 【雇用促進奨励金】 町内居住者を1年以上雇用した場合1人につき20万円（限度額500万円） 【治水対策促進奨励金】 規定する貯留量を超えたとき、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た額（限度額300万円） 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用（限度額500万円） 【給水装置設置促進奨励金】 給水申込金の納付額の1/2 【環境施設促進奨励金】 太陽光発電施設又は雨水活用施設の設置に要した費用の1/2（限度額300万円）

曽爾村 企画課 0745-94-2116

	要件	内容
奨励金	・村内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者（法人含む。）。 ・20歳以上50歳未満の者で住民基本台帳に登録されている者、又は村内に法人登記できる法人。 ・補助金交付後5年以上継続できる者（法人含む。）。	・予算の範囲以内で、補助対象経費の2分の1で上限100万円。

高取町 総合政策課 0744-52-3334

	要件	内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上	固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間

明日香村 総合政策課 0744-54-2001

	要件	内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上	固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年度分
奨励金	営利目的をもって継続的に経済活動を行う法人、その他適正と認める法人 新設・移転(村内の既存企業) ①-1新設 延べ床面積が500㎡以上 ①-2移転(村内既存企業) 新築した建物の延べ床面積が500㎡以上で、かつ当該移転前の延べ床面積以上 ②投下固定資産税総額が1億円以上 ③従業員数が5人以上(常時勤務) ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること	【企業立地新設等奨励金】 投下固定資産税相当額(家屋・償却資産)の1/2相当 期間：5年度分 【雇用促進奨励金】村内在住従業員1人につき20万円 (限度額500万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用の1/2相当(限度額300万円) 【歴史的風土調和奨励金】 建築物等の意匠形態を歴史的風土と調和させることに対する屋根瓦、外壁に対する助成(限度額1,000万円)

広陵町 企画政策課 0745-55-1001

	要件	内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上(農林漁業関連業種は5,000万円以上)	固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間
奨励金	対象となる事業者：製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業 ①投下固定資産額5,000万円以上 ②常用雇用者を2人以上 ③敷地外周部等を適切に緑地保全 (緑地保全率は、敷地面積の10/100以上) ※別途、商業施設向けの奨励金もあります。	【企業立地奨励金】 前年度の固定資産税相当額に対して、 初年度 100/100、2年度 75/100、 3年度 50/100(期間：3年間) 【雇用促進奨励金】 町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき 常用雇用者20万円、準常用雇用者15万円、 短時間労働者10万円(限度額500万円) 【緑地保全奨励金】 緑地保全に要した費用：1㎡当たり1,000円 (限度額200万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用の1/2(限度額500万円)

吉野町 総合政策課 0746-32-3081

	要件	内容
税制優遇	資本金 1,000万円以上 5,000万円以下 5,000万円超 取得価額 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	固定資産税の不均一課税(3年間) 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100
助成金	新設・増設・改修・移転 (1)投下固定資産額(土地取得費を除く)が3,000万円以上 (増設の場合は1,500万円以上) (2)建物の延べ床面積が500㎡以上(増設の場合、増築部分の延床面積が250㎡以上。改修、移転の場合はそれぞれ改修前、移転前の面積以上) (3)従業員の数が5人以上	固定資産税(家屋、償却資産)、町民税(法人税割)の前年度の課税額の1/5に相当する額 (増設の場合は固定資産税(家屋)のみ対象) (改修、移転の場合は固定資産税(家屋・償却資産)のみ対象) 期間：5年間

大淀町 まちづくり推進課 0747-52-5501

	要件	内容
税制優遇	資本金 1,000万円以上 5,000万円以下 5,000万円超 取得価額 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	固定資産税の不均一課税 期間：3年間
奨励金	新設、増設、改修、移転 ①投下固定資産総額(土地所得費を除く)が1億円以上(新設)/5,000万円以上(増設) ②建物延べ床面積が1,000㎡以上(新設)/増設部分が500㎡以上(増設)/ 建替前・移転前の面積以上(改修・移転) ③従業員数が10人以上(当該事業所で常用雇用する者) ※但し「風俗営業」「公序良俗に反するもの」「周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのあるもの」を除く	前年度固定資産税、 町民税額の1/5相当額 期間：5年間

下市町 地域づくり推進課 0747-52-0001

	要件	内容
税制優遇	新設、増設 投下固定資産総額 2,700万円以上	固定資産税の課税免除又は不均一課税 期間：3年間
	資本金 1,000万円以上 5,000万円以下 5,000万円超 取得価額 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	固定資産税の不均一課税 期間：3年間

黒滝村 企画政策課 0747-62-2031

	要件	内容
税制優遇	新增設、投下固定資産総額 2,700万円以上 (製造業、情報通信技術利用業、旅館業に限る)	・固定資産税の課税免除 ・期間：3年間
補助金	村内に住所を有する者を6ヶ月以上新規雇用し、その後2年間継続雇用すること。 (事業主が、対象労働者となるべき者が発生した日から起算して、2年6ヶ月間以内に 対象労働者の雇用を取りやめた場合返還金が発生する)	・対象労働者1人につき30万円 (1事業者当たり年間補助限度額は150万円)

天川村 地域政策課 0747-63-0321

	要件	内容
税制優遇	新設、増設 投下固定資産総額 2,700万円以上	固定資産税の課税免除 期間：3年間

十津川村 財政課 0746-62-0903

	要件	内容
税制優遇	新增設、投下固定資産総額 2,700万円以上 (製造業、情報通信技術利用業、旅館業に限る)	固定資産税の課税免除 期間：3年間

下北山村 産業建設課 07468-6-0016

	要件	内容
税制優遇	新設、増設 投下固定資産総額 2,500万円以上	固定資産税の課税免除 期間：3年間